

春日部市社会福祉協議会
事務局長
関根 栄治様

放課後児童クラブの運営に関する要望書(案)

2016年11月
春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会
代表 猪股裕美(豊野放課後児童クラブ)

貴職におかれましては益々ご活躍のことと存じ上げます。また、春日部市の放課後児童クラブ運営にあたりましては日頃よりご高配を賜り、心よりお礼申し上げます。

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会は、春日部市の放課後児童クラブ運営の一層の充実・発展を願い、活動しております。

昨年度から、国の「子ども・子育て支援新システム」スタートと同時に春日部市も「放課後児童クラブ条例」の改正並びに「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」が施行され、新たな段階に進み始めました。

社会福祉協議会(以下、社協と略記します)は放課後児童クラブの実質的な運営を担っており、子どもたちが豊かで幸せな日常を過ごしながらか成長していける場を提供できるかどうかは、まさに社協の運営にかかっています。設備環境は年々向上してきているとは思いますが、真の保育レベルの向上は物理的な充足だけでは得られず、指導員と子ども、保護者も含めた心の通った保育があって初めて実現できるものと考えます。

子ども達の放課後の生活を少しでも向上させる様、父母としての願いを要望にまとめました。これらの実現のため、格別なご配慮を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

<要望>

1. 運営に関する要望

1) 指導員の欠員を一刻も早く解消し、1クラブ複数配置の原則を堅持してください。

新条例の施行と時期を同じくして、1クラブ複数の指導員を配置する原則が崩れてしまっています。依然として指導員の欠員が続いており、指導員1人のクラブや、60名を超える児童を2人の指導員で担当しているクラブなど、保育に悪影響が懸念される状態が存在します。指導員の採用と教育を実施し、一刻も早く複数配置体制を実現してください。

2) 土曜日の合同保育について、父母の意見を尊重し、柔軟な対応を行ってください。

少人数時の合同保育については、一時「一律に廃止」となりましたが、昨年度はお盆期間などで一部再開されました。利便性や安全性の点から合同保育に反対する意見もある一方で、あまりにも少ない登室状況では、保育の質そのものにも疑問があります。クラブ毎の環境も異なるため、引き続きニーズと現場状況を勘案した上で、必要な場合は合同保育を実施するなど、柔軟に対応を行ってください。

2. 指導員および保育内容について

1) 指導員の給与を改善してください。経験による昇給額を増額し、昇給期間を12年以上に延長してください。

放課後児童クラブ指導員は、子ども達の安全で豊かな放課後生活を保障するという、専門性と責任を要する職種であり、教員や保育士に匹敵する重責を担っています。にもかかわらず、給与面ではそれに見合った待遇を得られておらず、多くの指導員が自身の生活と仕事の継続に困難さを感じているのが実情であり、全国的には「半数以上が3年以内に退職している」というデータもあります。春日部の指導員給与については、本年1月より大幅に改善されましたが、保育士などと比較すると依然かなり低い水準です。特に、勤続12年目以降昇給が停止するという現状は、若い指導員が将来に向けた希望を描けずに離職したり、採用に対しなかなか応募が無い要因となっているのではないのでしょうか。指導員がモチベーションを高く保ちながら長年にわたり従事できる事が、保育内容の充実に直結する重要な要素です。

能力のある指導員の流出を防ぎ、新たに優秀な人材を採用するためにも、指導員の給与のベースアップと共に、経験給のアップおよび加算年数の増加を実施してください。

<参考データ1>資格別平均年収

(年収ラボ H27年版データ)

(*総務省 H19年 地方公務員給与実態調査)

職業	年収	平均年齢
小中学校教員*	742.4万円	43.8歳
看護師	478万円	38.2歳
准看護師	395万円	48.3歳
保育士	323万円	35.0歳

<参考データ2>春日部市の放課後児童クラブ指導員年収 (H28給与表)

勤続年数	年収(超勤除く)
1年目(0年)	2,413,152円
2年目(1年)	2,429,112円
.....
12年目(11年)	2,644,572円 ※12年目以降昇給無し

2) 指導員の研修について、県外での研修への参加を認め、年間の研修参加件数の制限を無くしてください。

指導員の資質向上のためには、日々の研修が欠かせません。社協では「計画的に研修を実施している」としていますが、月1回程度の内部研修がメインであり、県が主催している指導員向けの研修への参加機会は年々減少しています。外部団体が実施する研修への参加をある程度義務化し、外部研修への指導員の自主的な参加に対しても、回数制限の撤廃や参加費の負担など積極的にバックアップしてください。また、県外への研修参加についても、公務としての参加を認めてください。

3) 業務管理担当者に外部研修の受講を義務付けてください。

新制度の開始に伴い、昨年度から「子ども・放課後サポートセンター」が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」への指導員の派遣が始まりました。放課後児童クラブの円滑な管理運営を行うため、指導員の管理指導に当たる社協の担当職員にも、この研修を受講する様、義務付けてください。

また、上記認定資格研修は一度きりの、最も基本となる研修ですが、真に保育レベルの向上を目指すためには、県などが主催する「学童保育研究集会」や「指導員学校」、「実践交流会」などの

継続的な受講が必要です。指導員だけではなく、社協担当者にもこれらの研修を継続的に受講する様、業務に組み込んでください。

4) 父母会の無いクラブにおける父母の交流機会を積極的に設けてください。

県の運営基準には、保護者の運営への参画の重要性と、事業者がこれに協力する事が謳われています。父母会活動への指導員の積極的な協力をお願いします。また、父母会の無いクラブにおいては、指導員が計画を立て、少なくとも年度に数回は父母と指導員が顔を合せ、情報の提供や意見交換、交流などを行う機会を設ける様にしてください。

3. その他について

1) 運営に関する諸規定、指針、規則などを各クラブに常設し、父母が閲覧・確認できるようにしてください。

「コピー機を市で購入してもらえないのか」「他のクラブでは洗濯機はどうしているのか」などの質問が、毎年多くの父母会から出てきます。市の「設備基準」がどのようなものなのか、説明もなく資料も無いため、父母が認識することができないためです。

設備基準だけではなく、運営方針、採用制度、就労規則、予算の内訳など、本来利用者が知るべき情報については文書でクラブ毎に常備する様、お願いします。

2) 運営連絡会議の内容について、下記の点を改善してください。

「放課後児童クラブ運営連絡会議」は、2010年度から年2回実施されていますが、運営する側と利用する側双方の考え方を説明し合い、より良い運営を目指すため、下記の改善を行ってください。

- ①放課後児童クラブの運営方針や規則、経費（昨年度の実績と今年度の予算）などについて、保護者に年1回は説明してください。父母会などを通じて出席者以外の保護者にも内容が伝わるよう、印刷された資料を用いての説明をお願いします。
- ②指導員も（制限なく）自由に参加し、単なる書記としての参加ではなく、保護者の意見を直接聞くと共に、指導員の立場で意見を述べることができる会議にしてください。
- ③父母会連絡会の事務局メンバーが参加できる様にしてください。

以上